

令和2年8月5日公布

天龍村告示第68号

## 天龍村家賃支援給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな経済的打撃を受けている村内事業者の事業継続を下支えするため、国において実施する家賃支援給付金の対象とならない事業者に対し、地代・家賃の負担を軽減することを目的として給付金を支給することについて、補助金交付規則（平成9年天龍村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村内事業者 村内に事業所を有する事業者。
- (2) 事業所等 事業の実態を有する事務所、店舗又は工場をいう。
- (3) 開業日 法人にあっては会社設立の日、個人にあっては開業届出書に記載した開業日をいう。
- (4) 売上高等 所得税申告書作成の際に用いる月別売上金額等をいう。

### (支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、村長が特に認めたときはこの限りでない。

- (1) 国の家賃支援給付金の対象とならない事業者であること。
- (2) 村内事業者で、今後も引き続き1年以上営業するものであること。
- (3) 開業日が令和2年4月16日以前であること。
- (4) 令和2年5月から同年12月までの任意の1ヶ月（以下「対象月」という。）の売上高等が、その前年同月（令和元年5月1日以降に開業した者にあって、対象月と比較できない場合は、令和元年度の売上平均額）における売上高等と比較して50%以上減少していること。又は令和2年5月から同年12月までの連続する3ヶ月の売上高が前年同期比（令和元年5月1日以降に開業した者にあって、前年同期と比較できない場合は、令和元年度の平均売上額の3ヶ月の売上額）で30%以上減少していること。
- (5) 天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 村税等を滞納していないこと。

### (支給対象物件等)

第4条 支給の対象となる物件は、支給対象者がその事業のために継続して使用する建物又は土地（以下「事務所等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 支給対象者が自ら締結した有効な賃貸借契約又は転貸借契約若しくはこれに代わる契約（以下「契

約等」という。)に基づく使用权を有すること。

- (2) 支給対象者の事業以外の用途と兼用しないものであること。
- (3) 賃貸人及び転貸人が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ア 支給対象者の事業主又はその3親等以内の親族
  - イ 支給対象者のグループ会社
  - ウ 支給対象者又はそのグループ会社の役員又は従業員
- (4) 契約等の契約期間の始期が令和2年4月16日以前であること。

(給付金の額等)

第5条 給付金の額は1ヶ月分の賃料(年額の場合は月額に換算)に $2/3$ を乗じた額(当該金額が10万円を超えるときは10万円とする。)の6ヶ月分を支給する。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 給付金の支給は、同一の支給対象者につき、1回を限度とする。

(給付の申請及び請求)

第6条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、村長が別に定める申請期間内に、天龍村家賃支援給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に申請及び請求するものとする。

- (1) 賃貸借契約書、転貸借契約書又はこれに代わる契約書(以下「契約書等」という。)の写し、若しくは賃料の金額のわかる書類。
- (2) 契約書等がない契約の場合にあっては、令和2年4月16日以前から契約していたことがわかる書類。
- (3) 売上高等の減少を証する書類。

(支給決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては天龍村家賃支援給付金支給決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるものについては天龍村家賃支援給付金支給申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 村長は、前項の規定により支給を決定した申請者に対し、遅滞なく当該給付金を支給する。

(要件の喪失の届出)

第8条 申請者は、給付金の支給決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、第3条に定める支給対象者の要件を欠くこととなったときは、天龍村家賃支援給付金支給要件喪失届出書(様式第4号)により、村長に届け出なければならない。

(給付金の請求)

第9条 第7条の決定通知を受けた申請者は、速やかに天龍村家賃支援給付金請求書(様式第5号)に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第10条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る返還金の額を決定し、天龍村家賃支援給付金支給決定取消通知書兼返還金納付額通知書(様式第6号。以下「取消通知書」という。)により申請者に通知する。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 給付金の支給を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、第3条に定める支給対象者の要件を欠くこととなったとき。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、村長が定める日までに、取消通知書に記載された返還金を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。